

公益財団法人 埼玉 YMCA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉 YMCA と称する。

2 英文表記は、Saitama Young Men's Christian Association とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教精神に基づき、青少年等の心身の健全な成長を図るとともに奉仕の精神を養い、もって民主的な社会の発展と世界の平和に寄与することを目的とする。

(目的を同じくする団体)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、使命を同じくする国内の YMCA 及びそれらで構成する日本 YMCA 同盟と協働の関係を保持し、アジア・太平洋 YMCA 同盟並びに世界 YMCA 同盟に連なり、協力関係を構築する。

(規律)

第5条 この法人は、別に定める自主行動基準（倫理規程）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

2 前項の倫理規程については、理事会の決議により別に定める。

(公益目的事業)

第6条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域社会の健全な発展に寄与する人材育成と社会奉仕活動を推進する事業

(2) 生涯教育の場を提供し、豊かな学びと教養を得ることを目的とする事業

(3) スポーツ・自然体験の教育活動を通じて人々の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

(4) 幼児、児童又は青少年の育成を保育・教育・地域福祉の視点から豊かに育む事業

(5) 障がい者及び高齢者の健康や福祉を増進することを目的とする事業

(6) 国際教育を促進し、コミュニケーション能力の育成を目的とする事業

(7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種類別)

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、第6条の事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定められた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の維持及び処分)

第9条 基本財産については、適正な維持及び管理をしなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産を処分又は除外する場合には、理事会の決議を経て、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、代表理事が作成し、理事会の決議を得て、毎事業年度開始日の前日までに評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。また、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 4 この法人は定時評議員会の終結後直ちに、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計の原則)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、

理事会の決議により別に定める特定費用準備資金等取扱規則による。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第14条 この法人に、評議員3名以上13名以内を置く。

2 評議員のうち、互選により1名を評議員会会長、2名以内を評議員会副会長とする。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする役員等候補選定委員会が定数以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により各々選任等を行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 役員等候補選定委員会に関して必要な事項は、評議員会において別に定める役員等候補選定委員会規程による。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(評議員会)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は次の事項を決議する。

(1) 評議員及び役員の選任及び解任

(2) 評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程の制定、変更及び廃止

(3) 評議員及び役員の報酬並びに費用の額

(4) 定款の変更

(5) 定款施行規程の制定、変更及び廃止

(6) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書の承認

(7) 各事業年度の決算の承認

(8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

(9) 公益目的取得財産残額に相当する額の財産贈与並びに残余財産の処分

(10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(11) 理事会において評議員会に付議した事項

(12) 解散

(13) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した目的以外の項目は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回開催し、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回毎事業年度開始前に開催するほか、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 代表理事は評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して評議員会の日時、場所、目的である事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

3 代表理事は、第1項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

2 議長は、評議員会の議事を整理するとともに、第15条第1項及び第30条第1項の役員等候補選定委員会の委員長となる。

(定足数)

第23条 評議員会は、現在評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 長期借入金

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第28条 評議員会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規程による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上7名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内の業務執行理事を置くことができる。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会会長を委員長とする役員等候補選定委員会が提出する定数以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議によって各々選任等を行う。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事については、評議員、理事及び監事の相互にそれぞれ配偶者又は親族その他特殊の関係にない者とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書その他の法令で定める書類を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 業務執行理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 理事は、評議員会に出席し、報告を行うことができる。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査すること。

- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるとき、意見を述べること。
- (4) 評議員会に必要に応じて出席し、意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求すること。この場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合、理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとき、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他法令で定める権限を行使すること。

(任期)

- 第33条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第29条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(解任)

- 第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取引については、第48条に定める理事会運営規程による。

(責任の免除)

- 第37条 この法人は、役員及び評議員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条にお

いて準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非常勤役員との間で、法令で定める要件に該当する場合には、外部役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第37条第1項の責任の免除及び同条第2項の契約の結締

(種類及び開催)

第40条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、次の各号に該当するときに開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第32条第6号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第1項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第4号の規定により監事が招集する場合は、この限りでない。

- 2 前条第3号に該当する場合は、理事が、前条第4号に該当する場合（監事から代表理事に招集の請求があったときを除く。）は、監事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第2号又は第4号に該当する場合（監事が招集したときを除く。）は、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集をしなけ

ればならない。

- 4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 6 第4項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の全員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、現在理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第5項及び第32条第5号の報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。ただし、第3条、第4条、第5条、第6条、第15条及び第52条の変更は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この定款の第3条、第4条、第5条、第6条及び第15条については、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議によって変更することができる。

3 前2項の変更（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる変更及び同法第13条第1号及び第2号に掲げる変更に係るものを除く。）を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第50条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするとき（合併にあつては、当該合併に関し公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項の変更の認定の申請をする場合、譲渡にあつては、当該譲渡に関し同法第11条第1項の変更の認定の申請をする場合を除く。）は、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第51条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由その他法令で定める事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第52条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第1項の公益目的取得財産残額があるときは、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第53条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 委員会

（委員会）

第54条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議によって委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会において別に定める委員会規程による。

第7章 事務局

（設置等）

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 重要な職員は、理事会の決議を経て代表理事が任免する。

3 事務局に関して必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て別に定める事務局規程による。

（備付け帳簿及び書類）

第56条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 第11条第1項の書類
- (6) 第11条第3項の書類
- (7) 事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (8) 収支計算書その他の計算書類
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧等については、法令の定めによるとともに、第58条第2項に定める情報公開規程による。

第8章 会員

(会員)

第57条 この法人の目的に賛同し、賛助する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める会員規程による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会において別に定める個人情報管理規程による。

(公告)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 栗原 道子 小谷 全人 衣笠 輝夫 大島 博幸 小関 京子
監事 水無瀬 隆造 伊藤 信彦
- 4 この法人の最初の代表理事は、栗原道子とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
吉野 勝三郎 阪田 震一 池田 美知子 利根川 恵子 池田 均
藪塚 謙一 三輪 地塩 田中 良一 白石 英二 佐野 正子

付則

2013年10月1日 制定
2014年3月13日 一部改訂
2021年12月20日 一部改訂
2024年5月1日 一部改訂
2025年1月23日 一部改訂